

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 1月7日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更は以下のとおり

●第3段階（移行期）へ移行（11日（月）午前5時より）

コキンボ州オバリエ市

●第3段階（移行期）へ後退（9日（土）午前5時より）

アタカマ州コピアポ市、ティエラ・アマリーリャ市

コキンボ州ロス・ビロス市、ラ・セレナ市、コキンボ市

ロス・リオス州マリキナ市

●第2段階へ後退（9日（土）午前5時より）

アラウカニア州ロンコチェ市、ビクトリア市

ロス・ラゴス州リャンキウエ県、オソルノ県

ビオビオ州ムルチェン市

●第1段階へ後退（9日（土）5時より）

マウレ州サン・ハビエル市、マウレ市

ロス・リオス州ラ・ウニオン市

（2）明8日午前5時より開始される、全てのチリ渡航者へのPCR陰性証明書の提示義務について、チリ人及び居住外国人が到着便搭乗72時間以内に行ったPCR検査による陰性証明書を持たずにサンティアゴ国際空港に到着した場合、保健省指定の施設において10日間の隔離を行うとともに罰金58UTM（約270万ペソ＝3,900米ドル）を支払わなければならない（非居住外国人がPCR陰性証明書を所持せずサンティアゴ国際空港に到着した場合は入国が拒否されます）。

2 1月7日時点で、チリ国内では629,176名（死亡者16,913名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・ チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html